

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第43号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1, 071」を「1, 112」に改め、同表第2号中「1, 192」を「1, 238」に改め、同表第30号を削り、同表第31号中「1, 160」を「1, 290」に改め、同号を同表第30号とし、同表第32号中「保育所託児員」を「託児員」に、「1, 100」を「1, 180」に改め、同号を同表第31号とし、同表第33号を削り、同表第34号中「1, 071」を「1, 112」に改め、同号を同表第32号とし、同表中第35号を第33号とし、第36号から第42号までを2号ずつ繰り上げ、同表第43号中「1, 350」を「1, 450」に改め、同号を同表第41号とし、同表第44号中「1, 280」を「1, 375」に改め、同号を同表第42号とし、同表第45号中「1, 210」を「1, 300」に改め、同号を同表第43号とし、同表第46号中「1, 100」を「1, 180」に改め、同号を同表第44号とし、同表第47号中「2, 593」を「2, 687」に改め、同号を同表第45号とし、同表第48号中「1, 477」を「1, 571」に改め、同号を同表第46号とし、同表第49号中「1, 293」を「1, 387」に改め、同号を同表第47号とし、同表第50号中「1, 110」を「1, 204」に改め、同号を同表第48号とし、同表中第51号を第49号とし、第52号から第56号までを2号ずつ繰り上げ、同表第57号中「1, 071」を「1, 112」に改め、同号を同表第55号とし、同表中第58号を第56号とし、第59号から第63号までを2号ずつ繰り上げ、同表第64号中「1, 071」を「1, 112」に改め、同号を同表第62号とし、同表第65号中「1, 100」を「1, 410」に改め、同号を同表第63号とし、同表中第66号を第64号とし、第67号を第65号とし、同表第68号中「1, 100」を「1, 410」に改め、同号を同表第66号とし、同表中第69号を第67号とし、同表第70号中「1, 100」を「1, 410」に改め、同号を同表第68号とし、同表中第71号を第69号とし、同表第72号中「1, 100」を「1, 410」に改め、同号を同表第70号とし、同表第73号中「1, 090」を「1, 250」に改め、同号

を同表第71号とし、同表第74号中「1, 071」を「1, 112」に改め、同号を同表第72号とし、同表中第75号を第73号とし、第76号から第80号までを2号ずつ繰り上げ、同表第81号中「1, 100」を「1, 410」に改め、同号を同表第79号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。